

# ライフラインに関する協定

## 災害時における応急対策活動に関する協力協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡市水道局指定工事店協同組合（以下「乙」という。）は、静岡市に大規模な地震、風水害その他の災害（以下「大規模災害時」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り、市民生活の安定を図るため、静岡市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、大規模災害等の発生に際して甲のみで災害応急対策活動が実施できないと認めるときは、乙に対し、水道及び下水道施設の復旧、又、公共施設ならびに避難施設等への仮設給排水設備設置など、災害の状況に応じた応急対策活動（以下「応急活動」という。）の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から応急活動の実施について協力要請があったときは、資機材、車両及び労力の提供その他の可能な限りの協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第3条 甲は、乙に対し応急活動を要請するときには、応急活動協力要請書（第1号様式）により、災害の状況、応急活動日時、応急活動場所、応急活動内容等を指示して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出するものとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応急活動の要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、甲の職員の指示に基づき、応急活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い、自らの判断により応急活動を開始するものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、応急活動が終了したときは、速やかに甲に対し応急活動実施報告書（第2号様式）により、応急活動日時、応急活動内容、使用資機材、応急活動に当たった組合員名及びその現場責任者、その他必要事項について、報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が応急活動に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払方法）

第7条 甲は、第5条の報告書の内容を確認し、適正と認めたときは、乙の請求により、前条の費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲又は乙は、応急活動に際し、それぞれその責めに期する理由によりこの協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責めを負うものとする。

（報告）

第9条 乙は、毎年4月1日現在の組合員名簿及び災害時に協力できる資機材、車両及び人員等を甲に報告するものとする。

（協力事業者の表示）

第10条 乙は、甲の承諾を得て、乙の事業所及び乙の組合員の事業所に「静岡市災害活動協力事業者」の表示を掲示することができる。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成13年1月31日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成13年1月13日

(甲) 静岡市長 小嶋善吉

(乙) 静岡市千代田五丁目13番12号

静岡市水道局指定工事店協同組合 理事長 橋本将

# ライフラインに関する協定

## 災害時における応急対策活動に関する協力協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡市電気設備協力会（以下「乙」という。）とは、静岡市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、静岡市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（自主的救出活動等）

第1条 乙は、「自らの地域は、自らで守る。」の精神に基づき、自主防災組織と協力し、地域の救出・救護活動に当たり、甲は乙の実施する救出・救護活動に際し、情報及び資機材の提供等可能な限りの協力を行うものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害等に際して甲のみで災害応急対策活動が実施できないと認めるときは、乙に対し、市公共建築物の初期電気復旧活動等災害の状況に応じた災害応急対策活動（以下「応急活動」という。）の実施について、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から応急活動の実施について協力要請があったときは、乙の会員のあっせん、車両、資機材及び労力の提供その他の可能な限りの協力を行うものとする。

（要請の手続）

第3条 前条第1項の規定による要請は、静岡市災害対策本部長が行うものとする。ただし、災害時の状況により必要があるときは、静岡市災害対策本部の部長又は支部長が行うことができる。

2 前条第1項の規定による要請は、次に掲げる事項を口頭、電話等で連絡することにより行うものとし、事後、甲は、別に定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請者
- (2) 要請日時
- (3) 要請場所
- (4) 要請内容
- (5) 資機材その他必要事項

（応急活動の実施）

第4条 乙の会員は、前条の規定に基づき応急活動の実施について要請を受けたときは、直ちに要請場所に出動し、甲の職員の指示に基づき、応急活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い、自らの判断により応急活動を開始するものとする。

（報告）

第5条 乙の会員は、応急活動が終了したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に連絡し、事後、別に定める様式の報告書を提出するものとする。

- (1) 現場責任者
- (2) 活動日時
- (3) 活動場所
- (4) 活動内容
- (5) 資機材その他必要事項

（費用の負担）

第6条 この協定により乙の会員が応急活動に要した費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とする。

（費用の支払）

第7条 甲は、第5条の報告書の内容を確認し、適正と認めたときは、乙の会員の請求により、前条の費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第 8 条 甲又は乙は、業務に際し、その責めに期する理由により乙の会員又は第三者に損害を与えたときは、相手方に対し速やかにその状況を報告し、その賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第 9 条 この協定の実施に当たり連絡調整及び指示を行う連絡責任者は、甲にあつては静岡市災害対策本部・総括部総括班（総務部防災課長）、乙にあつては会長とする。

(協力する車両等の報告)

第 10 条 乙は、毎年 4 月 1 日現在の会員名簿及び災害時に協力できる車両、資機材、人員等を甲に報告するものとする。

(協力事業者の表示)

第 11 条 甲は、乙の会員の承諾を得て、各会員の事業所に「静岡市災害活動協力事業者」の表示マークを掲示することができる。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第 13 条 この協定は、平成 10 年 1 月 8 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知するまで、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 10 年 1 月 8 日

(甲) 静岡市長 小嶋善吉

(乙) 静岡市馬場町 13 番地  
静岡市電気設備協力会 会長 長谷川吉晴